

## 【令和元年度9月補正予算に係る市長提案説明要旨】

(R元. 9. 2)

まず、令和元年度伊丹市一般会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、平成30年度の決算剰余金の一部について、財政調整基金及び公債管理基金への積立金として措置するほか、6月補正予算編成後の、情勢の変化に対応するため平成30年度の決算剰余金を、主な財源といたしまして、所要の措置を講じようとするものであります。

その主なものを申し上げますと、個人事業者や起業家等の地域における起業拠点を創出するとともに、会社員等のテレワーク・副業など多様な働き方に対応するため、「コワーキングスペース」を新たに開設する事業者等に対して、建物改修等の経費の一部を支援するための経費をはじめ、骨髄移植等により、定期予防接種で獲得した免疫が、低下又は消失し、再接種が必要と医師が認めた、20歳未満の者に対する、再接種費用を助成するための経費、令和4年4月の開園を目指す、「南西部こども園」の利用者の駐車場等用地を確保するための経費、また、生活保護法の改正に伴う、被保護者健康管理支援事業の実施に向けた、レセプト管理のためのシステム改修に係る経費について、所要の措置を講じようとするものであります。

その結果、第1条の歳入歳出予算につきましては、それぞれ、8億9,541万2,000円を追加し、その総額を771億3,337万5,000円としようとするものであります。

また、第2条の地方債の補正では、先ほど御説明いたしました、「南西部こども園」の駐車場等用地の確保に伴う、認定こども園整備事業債の増額について、地方債の変更措置を、講じようとするものであります。

次に、令和元年度伊丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、平成30年度決算に伴い、決算剰余金を繰り越し、基金繰入金を減額するほか、過年度保険給付費等交付金の精算返還金、及び国民健康保険財政調整基金への基金積立金について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和元年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、平成30年度決算に伴い、決算剰余金を繰り越し、兵庫県後期高齢者医療広域連合への、保険料納付金について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和元年度伊丹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、平成30年度決算に伴い、決算剰余金の繰り越し、並びに介護サービス等諸費等に係る国庫負担金等の精算返還金、及び介護給付費等準備基金への積立金に係る経費について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和元年度伊丹市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、平成30年度の決算剰余金を、中小企業勤労者福祉共済基金積立金に積み立てるため、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和元年度伊丹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、工業用水強靭化事業として、工業用配水管布設工事を実施するため、国庫補助金及び企業債を主な財源として、所要の措置を講じようとするものであります。